

理事会規程

(目的)

- 第 1 条 この規程は、定款第 6 章に定める理事会の運営に関する事項を定める。
2. 理事会は、法令または定款に定めるもののほか、この規程の定めるところにより運営する。

(構成および議長等)

- 第 2 条 理事会は、定款第 20 条の定めにより、理事をもって構成する。
2. 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
 3. 理事会の議長は会長とする。会長に事故ある場合、会長が予め指名した順序により、副会長が議長となる。
 4. 議長は、開会にあたり議事録署名人を指名しなければならない。
 5. 理事会の事務局は、事務局長とする。

(付議事項)

- 第 3 条 法令または定款の定めるもののほか、次の事項は理事会に付議し、その議決を経なければならない。
- (1) 総会に付議する事項
 - (2) 総会において理事会に委任された事項
 - (3) 連盟運営の基本方針および計画
 - (4) 重要な規程類の制定および改廃
 - (5) 予算および決算（中間決算、特別会計を含む）
 - (6) 新規事業および関連事業に関する重要事項
 - (7) 重要な財産の処分および譲受け
 - (8) 多額な資金の借り入れおよび債務保証
 - (9) 定款第 19 条に定める専門部の部長以上の重要人事
 - (10) 重要な組織の制定および改廃
 - (11) 内閣府に届出または報告すべき事項
 - (12) 内閣府の承認または認可を受けるべき事項
 - (13) その他会長が重要と認めた事項および関連規程等で理事会決議事項と定めたもの

(招集)

- 第 4 条 理事会は、定款第 22 条第 1 項の定めにより、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合または理事現在数の 3 分の 1 以上から、会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求のあった日から 14 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
2. 会長に事故ある場合、会長が予め指名した順序により、副会長が招集する。
 3. 理事会の招集は、定款第 22 条の定めにより行ない、事務局は各理事に対し、議題、日時および場所を示して、5 日前までに到着するよう書面をもって通知しなければならない。

4. 理事会招集の書面は、監事に対しても通知しなければならない。
5. 前各号の定めにかかわらず、理事の3分の2以上が同意したときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(定足数および決議)

- 第 5 条 理事会は定款第 2 3 条第 1 項の定めにより、理事現在数の過半数の者が出席しなければ成立しない。
2. 理事会の議事は定款第 2 3 条第 1 項の定めにより、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
 3. その他、定款第 2 3 条 2 項の取扱いにより、持ち回りにより理事会開催を経ずに理事会決議があったものとみなすことができるが、持ち回り決議には監事全員の同意を必要とする。

(提案等)

- 第 6 条 理事会に対する提案は、理事ならびに定款第 1 9 条第 1 項により設置する専門部の部長（業務執行に関する基本規定に定める事務局長を含む。）が行うことができる。
2. 提案者は、理事会で別に定める日までに、議案を書面で事務局に提出しなければならない。
 3. 提案者は、理事会に出席し、提案した事項について説明をしなければならない。理事会構成員以外の提案者は、自己の提案事項の審議終了後は退席するものとする。

(議事録)

- 第 7 条 議事録は、議長あるいは事務局長が作成し、議事の経過および結果を正確に記載しなければならない。
2. 議長および議事録署名人は、議事録に記名捺印しなければならない。
 3. 理事会は議事録案を作成する書記の同席を認める。

(事務局業務)

- 第 8 条 事務局は、議案の取り纏め、招集の事務、ならびに議事録案の作成および議事録正本の保管を行わなければならない。
2. 事務局の事務は、事務局長の指揮を受けた者が処理する。

(改 廃)

- 第 9 条 この規程の改廃は、理事会で決定し、直近の総会に報告を行なう。

(附則)

- 令和 2 年 5 月 12 日 以下の改訂が理事会にて承認された。
総務部廃止により事務局業務に関する総務部長を削除。